

# 災害特報No.5

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第52号

**あわてないで！ 建物の修理や解体は十分に検討して**

地震により壊れた建物の修理や解体・撤去について、見積もりを示さず、工事完了後に高額な請求をされたという事案が発生しています。

過去の災害においても、不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明をせずに工事をして高額な請求をするケースが見られます。

勧誘されてもその場ですぐに頼まず、工事の内容や費用について書面でよく確認したうえで、家族などに相談したり、複数の業者から見積もりをとるなどして、十分に検討しましょう。

また、全壊及び半壊家屋の解体・撤去費用を国が補助する方針が示されましたが、具体的な要件や手続き、補助額等については、お住まいの市町村役場によく確認してください。

○消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、熊本県消費生活センターにご相談ください。  
相談電話096-383-0999（月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

※特に、震災に関連した消費生活問題について、県消費生活センターでは現在、熊本県司法書士会と合同で、電話・面談による無料法律相談を実施しています。（面談については要予約）  
（5月9日～20日、午後1時～午後4時）※土・日をのぞく

○建物の解体・撤去、がれきの処理に対する補助については、  
熊本県循環社会推進課 096-333-2278 にお電話ください。